

各 団 体 長 様

印 旛 郡 市 負 担 金 審 議 会
会長（八街市長） 北 村 新 司
（ 公 印 省 略 ）

令和 9 年度印旛郡市負担金要望書類の提出について（通知）

標記の件について、要望される団体は、下記のとおり関係書類を提出されますようお願いいたします。

なお、説明会等は実施いたしませんので、ご承知ください。

記

1 提出期限

令和 8 年 7 月 3 1 日（金）必着

印旛郡市広域市町村圏事務組合 事務局企画課までご提出ください。

（メールでの提出可）

2 提出部数 1 部

ただし、ヒアリングなどを経て、事業内容等の確認が完了した時点で、代表者印を押印した書類一式を新たに 1 部提出していただきます。

3 提出書類

	提 出 書 類	様式 添付ファイル または、 HP よりダウンロード	用紙 サイズ	印刷 方法
(1)	令和 9 年度負担金等要望書	(様式 1)	A 4	片面刷
(2)	①負担金等調査表	(様式 2-1)	A 4	片面刷
	②令和 9 年度要望歳出内訳表	(様式 2-2)	A 3	片面刷
	③令和 9 年度会議等実施予定表	(様式 2-3)	A 4	片面刷
	④令和 7 年度会議等実施状況表	(様式 2-4)	A 4	片面刷
	⑤令和 7 年度歳出決算内訳表	(様式 3)	A 3	片面刷
(3)	令和 9 年度事業計画書及び収支予算書	任意様式	A 4	両面刷
(4)	令和 8 年度事業計画書及び収支予算書	任意様式	A 4	両面刷
(5)	令和 7 年度事業報告書及び収支決算書	任意様式	A 4	両面刷
	※ヒアリング時に <u>収入支出に係る証拠書類の原本</u> を必ずお持ちください。			
(6)	団体規約及び役員名簿	任意様式	A 4	両面刷
(7)	構成市町負担金算出内訳書	任意様式	A 4	両面刷
(8)	令和 8 年度収支決算見込書	任意様式	A 4	両面刷
	※令和 8 年度収支予算書にとらわれず、 <u>実質収支見込額</u> を記載してください。			
(9)	講師謝礼等の計上内訳（支出のあった団体）	(様式 4)	A 4	両面刷

令和9年度負担金要望書を提出する団体は、添付ファイルまたは、当組合ホームページ「<https://www.i-kouiki.jp/kouiki/futankinsingikai.htm>」より様式をダウンロードしてご使用いただくようお願い申し上げます。従来通り紙の様式を希望される団体は、お手数ですが「提出先・問い合わせ先」までご連絡願います。

4 ヒアリング日時及び会場

別紙「ヒアリング日程表」により、会場は印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部会議室にて実施いたします。

※ヒアリング日時の都合がつかない団体は、下記までご連絡ください。

5 審査の基本事項

- (1) 負担金要望額は、原則として前年度決定額以下であること。
- (2) 事業の目的が、公益性を有し、かつ、直接行政に寄与するものであること。
- (3) 設立の目的が薄れた団体、総会の開催及び表彰等が事業の大部分を占めている団体については、負担金の全部又は一部を削減する方向で審査をする。
- (4) 目的及び事業の内容が類似の団体については、統廃合を視野に入れた審査をする。
- (5) 繰越金等留保財源を多額に有している団体については、その解消を前提とした審査をする。
- (6) 事業の目的、内容等に照らし、市町構成間における負担割合の公平と均衡が保たれていること。
- (7) 規模割、均等割、事業費割等の負担金等の算出基準が適切であること。
- (8) 上部団体への納付金あるいは下部団体に支出する補助金等が適当であること。
- (9) 決算と予算の整合性が適切であること。
- (10) 最小経費で有効かつ適切に執行されるものであること。
- (11) 個々の事業、経費について、その必要性が十分考慮され、かつ、重要性、緊急性を有していること。
- (12) 事業費割により市町負担金を算定している団体については、事業費の増加に比例して負担額を増額させることのないよう必要に応じ事業費割の引下げを含めた審査をする。
- (13) その他審査に当たって、特に必要と認める規制を設けることができるものとする。
- (14) 令和8年度収支決算見込額には、事業・会議などが縮小や中止となった場合の額を反映させているか。
また、令和9年度要望額についても考慮しているかを審査する。
- (15) 市町の一般職員で構成され、勉強会や情報交換を主な目的とする団体への負担金は交付しない。

6 負担金の対象外経費

- (1) 食糧費は、原則として対象経費から除外するものとする。ただし、次の①及び②を除く。
 - ①事業を伴って支出する食糧費のうち、社会通念上妥当な範囲
 - ②独自財源（他団体負担金、補助金等）により充当する食糧費

- (2) 視察研修費及び褒賞費（表彰費、記念品代、褒賞金）は、原則として対象経費から除外するものとする。
- (3) 交際費（交際費、慶弔費）については、対象経費から除外するものとする。

7 事業の効率化・適正化に向けた精査と見直しのお願い

地方財政を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあり、各市町においても既存事業の廃止・縮小・効率化等、事業の見直しを進めているところです。つきましては、負担金要望に当たり、改めて事業内容の精査と見直しをお願いいたします。

提出先・問い合わせ先

〒285-8533

佐倉市宮小路町12番地

印旛郡市広域市町村圏事務組合

事務局 企画課 坂野、平尾

TEL 043-485-0397

FAX 043-486-5116

E-Mail アドレス inbakouiki@i-kouiki.jp